

揚名国司論——中世的身分表象の創出過程——

渡辺 滋

本稿では、10世紀代にみえはじめる「揚名＋官職」という表現が、新たな身分標識として日本社会の広い範囲で受容・運用されていく経緯を、初期段階を中心に検討した。具体的には「揚名国司」に関して、その発生から展開に至る歴史的過程を解明した。

揚名国司とは、実際の国務に携わらず、国司としての肩書のみを身分表象として行使する立場のことである。平安中期以降に見え始める、実権も給与もない揚名官職の一種である。平安後期以降の先行研究では議論が錯綜し、いまだに結論が一定していない現状を踏まえ、まず古代史料に見える「揚名」を検討し、語義を三種に分類した。そのうち本稿で検討する「揚名＋官職」のパターンは、「実権を伴わない肩書だけの官職」の意である。

この種の肩書を人々が獲得しようとする風潮は、畿内近国で10世紀代に生じ、11世紀代には畿外まで広がった。人々がこの肩書を獲得する契機としては、経済的な利益を得る目的から売りに出された際に購入する事例だけでなく、主人の側から主従関係を強化する目的で賜与される事例も多かった。

11世紀代までには、揚名官職の枠が希望者数に比べて不足するようになり、数ヶ月～一年程度で改替を繰り返す状況すら現出する。その後、官職の価値は次第に低下していき、とくに下級の地方官（掾・目）の肩書は価値のあるものと見なされなくなる。

とはいえ中世以降も、上級の地方官（守・介）を始めとする律令官制に基づく形骸化した呼称を、身分を表象する肩書として獲得しようとする傾向自体は、社会の広い範囲で継続していく。10世紀代における揚名国司の出現は、その後の日本社会のあり方を大きく規定した現象と位置づけられるのである。